

佐賀県告示第六十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十四年三月十三日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限
医療法人社団敬愛会佐賀記念病院	佐賀市高木瀬町大字長瀬一二四〇番地一	平成二十四年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで
社会保険浦之崎病院	伊万里市山代町立岩四一七番地	平成二十四年二月二十八日から平成二十七年二月二十七日まで
伊万里有田共立病院	西松浦郡有田町二ノ瀬甲八六〇番地	平成二十四年三月一日から平成二十七年二月二十八日まで
町立太良病院	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一二一	平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで